

ふじみ野市観光協会マスコットキャラクター「ふじみん」 使用取扱規程

平成23年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、ふじみ野市観光協会のマスコットキャラクター「ふじみん」(以下「マスコット」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 マスコットを使用する者(営利を目的として使用する場合を除く)は、マスコット使用届(様式第1号)に必要な書類を添付して、観光協会長(以下「会長」という。)に提出することにより、マスコットを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- 一 ふじみ野市観光協会及びふじみ野市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、その使用が著しく不適當であるとき。

(使用承認申請)

第3条 営利を目的としてマスコットを使用する場合には、あらかじめマスコット使用承認申請書(様式第2号)に必要な書類を添付して、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 マスコットの立体物を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認を受けなければならない。
- 3 会長は、前各項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。なお、使用期間は最長2年間とし、超える場合は再申請しなければならない。
- 4 前項の承認は、マスコット使用承認書(様式第3号)をもって行う。
- 5 第1項の承認を受けることができるのは、次のものに限る。
 - 一 ふじみ野市内に住所を有する者。
 - 二 ふじみ野市内に存する事務所又は事業所に勤務する者。
 - 三 ふじみ野市内に存する学校に在学する者。
 - 四 ふじみ野市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体。
 - 五 前各号のほか、特に会長が承認するもの。
- 6 マスコットの使用に当たり、使用許諾料(ロイヤリティー)を徴収する場合がある。

(使用上の遵守事項)

第4条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものに

については、その写真をもって代えることができる。なお、前条の承認を要しない場合には、完成物件の提出を省略することができる。

- 二 使用するデザインは、ふじみ野市観光協会マスコットキャラクター「ふじみん」デザイン集（以下「デザイン集」という。）に定めたものとする。
- 三 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。

- 四 「ふじみ野市PR大使『ふじみん』」（別記「使用例1」参照）又は「ふじみ野市観光協会マスコットキャラクター『ふじみん』」（別記「使用例2」参照）、「©ふじみ野市観光協会2010」（別記「使用例3」参照）のいずれかで表記すること。
なお、会長が認めた場合はこの限りでない。

- 2 マスコットの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - 一 承認された用途のみに使用すること。
 - 二 半期ごとに「ふじみ野市観光協会マスコット「ふじみん」使用商品等販売状況」（様式第4号）を提出すること。

（承認内容の変更）

第5条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用変更申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、マスコット使用（変更）承認書（様式第3号）をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（違反等に対する取扱い）

第6条 マスコットを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、会長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

- 2 マスコットの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

（補則）

第7条 この規程に定めるものの他、マスコットの取扱いに係る必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

別記

使用例 1



ふじみ野市PR大使『ふじみん』

使用例 2



ふじみ野市観光協会
マスコットキャラクター『ふじみん』

使用例 3



© ふじみ野市観光協会 2010

マスコット使用届

平成 年 月 日

(提出先)

ふじみ野市観光協会長 へ

申請者 名 称
住所(所在地)
代表者名
担当者名
連絡先
E-mail

マスコットのデータはE-mailアドレスに添付して送付します。

下記のとおり、マスコットを使用したいので申請します。

記

- 1 使用図案(使用するふじみんの番号) (記入例) 1 基本 カラー
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 添付書類
企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等)

様式第2号（第3条関係）

マスコット使用承認申請書

平成 年 月 日

（あて先）

ふじみ野市観光協会長 あて

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

印

下記のとおり、マスコットを使用したいので申請します。

記

- 1 使用対象物件（使用するふじみんの番号）
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間（最長2年間とし、超える場合は再申請しなければならない）

年 月 日から 年 月 日まで

- 4 連絡先（担当者、電話番号）
- 5 添付書類
企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第3号(第3条、第5条関係)

マスコット使用(変更)承認書

平成 年 月 日

様

ふじみ野市観光協会長

平成 年 月 日付けで申請のありましたマスコットの使用(変更)については、下記のとおり承認します。なお、今後、使用許諾料(ロイヤリティー)を徴する場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 承認内容

- (1) マスコット使用(変更)申請書の申請内容どおりに使用すること。
- (2) ふじみ野市観光協会マスコットキャラクター「ふじみん」使用取扱規程を遵守すること。

2 承認番号

号

マスコット使用商品等販売状況報告書

平成 年 月 日

(提出先)

ふじみ野市観光協会長 へ

使用者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

連絡先

承認番号 号に係る販売状況等について、次のとおり報告します。

- 1 使用方法
商品 パッケージ その他()
 - 2 商品の品種・種類
-
- 3 商品名
-
- 4 販売(使用)期間
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
 - 5 販売総額等
単 価 円
販売数量
販売総額 円
 - 6 販路
百貨店 スーパー コンビニ 専門店・量販店
その他
 - 7 連絡先(担当者名、電話番号)

* 提出時期：半期終了翌月の10日までに提出してください。

様式第5号（第5条関係）

マスコット使用変更承認申請書

平成 年 月 日

（あて先）

ふじみ野市観光協会長 あて

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名） 印

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）